

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年4月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イチコ新井店
所在地 妙高市石塚町1丁目上川原520番地外
設置者 株式会社一小イチコ
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
・有限会社和香
（変更前）新井市美守2丁目3番12号
（変更後）妙高市美守2丁目3番12号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
（変更前）株式会社みやしたほか2者
（変更後）株式会社モリキほか2者
- 3 変更年月日
 - 2(1) 平成17年4月1日
 - 2(2) 平成18年8月2日
- 4 変更の理由
 - 2(1) 住所表示の変更があったため。
 - 2(2) 小売業者の退店・入店があったため。
- 5 届出年月日
平成24年3月30日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、妙高市観光商工課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成24年4月10日から平成24年8月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp